

千葉県立柏南高等学校同窓会会則

(名称等)

第1条 本会は、千葉県立柏南高等学校同窓会と称し、事務局を千葉県立柏南高等学校(以下「母校」という。)内に置く。

2 事務局には、第5条第2項に関わらず、必要に応じて会長の判断で校内幹事を置くことができる。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の把握
- (2) 同窓会の情報発信
- (3) その他本会の目的を果たすために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 通常会員 母校卒業者ただし、中途退学者で入会を希望し、会長が認めた者を含むものとする。

(2) 特別会員 現・旧職員

(役員等)

第5条 本会に次の役員等を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 会計 2名
- (4) 代表幹事 卒業期毎に2名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 参与 1名
- (7) 顧問 若干名

2 役員等の選出は、次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長は、総会に諮り通常会員から選出する。

(2) 代表幹事は、通常会員の中から会長が委嘱する。

(3) 会計1名は代表幹事から推薦し、1名は母校現職事務長とし、それぞれ会長が委嘱する。

(4) 会計監査は、代表幹事から推薦し会長が委嘱する。

(5) 参与には、母校の現職校長を推戴する。

(6) 顧問は、必要に応じ会長が委嘱する。

(役員等の職務)

第6条 会長は会務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

3 代表幹事は各期を統括し、各期を代表する。

4 会計は、本会の会計を管理する。

5 会計監査は会計の監査を行う。

(役員等の任期)

第7条 会長及び副会長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長及び副会長以外の役員等については、特に定めない。

(役員等の解任)

第8条 役員等が反社会的勢力に関わっていること、又は法令等の違反等により罰せられたことが判明し、本会がこれを認知した時点で、役員等はその職を解かれるものとする。この場合、総会等の議決は必要ないものとする。

(会員の除名)

第9条 会員が反社会的勢力に関わっていることが判明し、本会がこれを認知した時点で 本会から除名されるものとする。この場合、総会等の決議は必要ないものとする。

2 前項により除名された会員の言動等については、除名された以前のものであっても、反社会的勢力に関わっていたことが分かる期間のものについては全て無効とし、取り消されるものとする。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高決議機関である。

2 総会は、毎年5月第3土曜日14時から原則母校において開催する。

3 前項に関わらず、会長が認めたときは、臨時に総会を開くことができる。

4 総会の議決は、出席会員のみで成立するものとする。

5 総会の議長は、出席した通常会員の中から選出しなければならない。

6 総会の決議権は、通常会員のみとする。なお、議長は、次項の場合を除き、決議権は有しない。

7 総会における決議は、決議権を持つ通常会員の出席者の過半数をもって可決する。

ただし、賛否同数の場合は、議長の決議権をもって議決する。

(代表幹事会)

第11条 代表幹事会は、1年に1回開催し、諸協議及び報告を行う。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(会費)

第13条 本会の事業遂行に当たっては、会員からの会費をもって充てる。

2 本会の会費は終身会費とし、1人3,000円を通常会員から卒業時に一括徴収する。

(委任)

第14条 会長は、出納事務に関することを校長に委任することができる。

(コンプライアンス)

第15条 会員は、母校の卒業生等として自覚と誇りを持つとともに一社会人としてコンプライアンスの徹底に努めなければならない。

(会則の変更)

第16条 本会則は、総会の決議により変更することができる。

附則

1 昭和53年4月1日 仮会則作成。

2 昭和59年11月3日 本会則として施行。

3 平成4年4月1日 第9条改正。

4 平成7年5月13日 第5条、第6条及び第8条改正、第12条追加。

5 平成12年5月13日 第9条改正。(第25期生から適用)

6 令和元年5月12日 役員及び総会に関する条項を整理し、条毎の見出しを付記する等全面改正。

7 令和4年8月6日 条項号を整理し、第1条に第2項を追記、第3条及び第4条の表現変更第5条第1項に第7号を追記、第5条第2項に第7号を追記、第8条(役員解任)及び第9条(会員の除名)を追記、第9条を第10条にし第1項を改定、第14条(コンプライアンス)を追記。

8 令和5年5月20日 第14条(委任)を追記、第14条を第15条に第15条を第16条に変更。同窓会会計の出納を学校に一任することを追記。